



資格の時代

安全のライセンス

労働安全衛生法による

資格取得の総合 ガイドブック



PEO Construction Machinery Operators Training Center



労働局長登録教習機関

株式会社PEO建機教習センタ

日立建機特約教習機関

<http://kyosyu.pctc.co.jp>

チャレンジする貴方をお待ちしています!

懇切、丁寧な指導で、あなたに資格を!!

2019年8月、株式会社PEO建機教習センターに社名変更しました。
社名変更後も日立建機特約教習機関として、50有余年の歴史と経験豊富な講師陣、
全国15ヶ所の教習所で皆様のお役にたつ教習種目をそろえてお待ちしております。



▲実技場(福岡教習所)



▲埼玉教習所

当社は日立建機(株)が長年にわたって
発展させてきた建設機械等の
運転教習に関する業務、
組織を引継ぎ、
平成7年2月に総合的な
専門教習機関として
設立されました。



福岡教習所
〒811-0119 福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜2-1-1
TEL:092-963-3634 FAX:092-963-4447

大牟田出張所
〒836-0067 福岡県大牟田市四山町80-47
TEL:0944-59-1125 FAX:0944-59-1126

岡山教習所
〒710-0001 岡山県倉敷市三田274-1
TEL:086-464-5411 FAX:086-464-5420

京都教習所
〒618-0071 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑22
TEL:075-957-4944 FAX:075-957-4951

北海道教習所
〒061-3242 北海道石狩市新港中央2-766-3
TEL:0133-64-6388 FAX:0133-64-6148

旭川出張所
〒079-8451 北海道旭川市永山北1条10-13-38
TEL:0166-40-0538 FAX:0166-46-3311

宮城教習所
〒985-0843 宮城県多賀城市明月2-3-1
TEL:022-364-6143 FAX:022-364-6678

群馬教習所
〒371-0104 群馬県前橋市富士見町時沢2803
TEL:027-230-5311 FAX:027-230-5314

栃木教習所
〒321-0215 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3462
TEL:0282-82-8508 FAX:0282-82-8943

水戸出張所
〒311-0102 茨城県那珂市向山1269-1
TEL:029-352-0285 FAX:029-352-0286

茨城教習所
〒300-0136 茨城県かすみがうら市戸崎2328
TEL:029-828-2370 FAX:029-828-2369

埼玉教習所
〒340-0004 埼玉県草加市弁天5-33-25
TEL:048-931-0121 FAX:048-931-8482

神奈川教習所
〒252-0206 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-5-8
TEL:042-730-6716 FAX:042-730-6717

山梨教習所
〒400-0211 山梨県南アルプス市上今諏訪709
TEL:0120-493-160 FAX:0120-493-115

愛知教習所
〒444-0232 愛知県岡崎市合歓木町字屋下1-1
TEL:0564-57-7123 FAX:0564-57-6300

労働安全衛生法による資格取得について

安全に作業を行うための資格とは何？

労働安全衛生法では安全に作業を行っていただくために、法で定められた危険又は有害な業務に従事するときは、その業務に係わる資格を有する者でなければ、当該業務に就いてはならないとされています。その資格には、**免許**、**技能講習**、**特別教育**、**安全衛生教育**があります。



免許

国家試験に合格すると免許証が交付されるもので、移動式クレーン運転士免許など20数種類あります。移動式クレーンやクレーンは教習所で実技講習を修了すると、国家試験の受験の際、実技が1年間免除されますので、学科試験のみ受験すればよいことになります。

▶▶▶ p4記載

技能講習

都道府県労働局長に登録した教習機関(教習所)で講習を修了すると技能講習修了証が交付されるもので、車両系建設機械運転技能講習や玉掛け技能講習など30数種類あります。

▶▶▶ p4~p5記載

特別教育

事業主が責任をもって行う教育ですが、一般的には教習所が事業主に代わって実施しており、小型車両系建設機械やローラー運転特別教育など50数種類あります。

▶▶▶ p5~p6記載

安全衛生教育

事業主は危険又は有害な業務に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならないとされており、車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育(再教育)や職長教育、刈払い機取扱い作業者などがあります。

▶▶▶ p6記載



教習種目って色々あるんですね~

多彩な教習種目を揃えて皆様のチャレンジを待っています!



教習種目

運転士免許の実技講習

移動式クレーン(吊り上げ荷重5t以上)

対象機種

- クローラクレーン
- トラッククレーン
- ラフテレーンクレーン
- フローティングクレーンなど



クレーン・デリック(クレーン限定)(吊り上げ荷重5t以上)

対象機種

- 天井クレーン
- 橋形クレーン
- ジブクレーン
- クライミングクレーン
- アンローダ
- ケーブルクレーン



技能講習

車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)《機体質量3t以上》

対象機種

- ドラグショベル
- パワーショベル
- トラクタショベル
- ブルドーザーなど



車両系建設機械(基礎工事用)《機体質量3t以上》

対象機種

- くい打機
- くい抜機
- せん孔機、アースドリル
- アースオーガー
- リバースサーキュレーションドリルなど



車両系建設機械(解体用)《機体質量3t以上》

対象機種

- ブレーカ
- 鉄骨切断機
- コンクリート圧砕機
- 解体用つかみ機



小型移動式クレーン《吊り上げ荷重1t以上5t未満》

対象機種

- 積載形トラッククレーン及び移動式クレーン運転士免許の対象機械で吊り上げ荷重5t未満のもの
- クレーン付き油圧ショベル(MLクレーン)



玉掛け《吊り上げ荷重1t以上》

対象機種

- 吊り上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン
- 揚貨装置



床上操作式クレーン《吊り上げ荷重5t以上》

対象機種

- 天井クレーン、橋形クレーンで床上で運転し、運転者が荷物とともに移動するクレーン



不整地運搬車《最大積載量1t以上》

対象機種

- クローラキャリア
- ホイールキャリア



フォークリフト《最大荷重1t以上》

対象機種

- 内燃機関式
- 電気式



教習種目

技能講習

高所作業車《作業床の高さ10m以上》

対象機種

- トラック式
- ホイール式
- クローラ式



ショベルローダー等

対象機種

- ショベルローダー
- フォークローダー
- ※2輪駆動のもの

ガス溶接

対象業務

- 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断等を行う設備の取扱い



安全衛生教育

危険有害業務従事者教育(概ね5年ごと)

- 車両系建設機械(整地等)再教育
- 車両系建設機械(基礎工用)再教育
- 玉掛け再教育
- フォークリフト再教育

能力向上教育(概ね5年ごと)

- 職長・安責能力向上教育(再教育)

その他安全衛生教育

- 職長・安全衛生責任者
- 振動工具取扱作業(チェーンソー除く)
- 刈払い機取扱い作業
- 木造解体作業指揮者に対する安全教育
- 丸のこ等取扱従事者 他



特別教育

小型車両系建設機械(整地等)《機体質量3t未満》

対象機種

- 車両系建設機械(整地等)技能講習対象機械の小型のもの
- ドラグショベル
- ブルドーザー
- ホイールローダー



フォークリフト《最大荷重1t未満》

対象機種

- 内燃機関式
- 電気式



高所作業車《作業床の高さ10m未満》

対象機種

- トラック式
- ホイール式
- クローラ式



アーク溶接

対象業務

- アーク溶接装置の取扱い、及びアーク溶接等の作業



玉掛け《吊り上げ荷重1t未満》

対象機種

- 吊り上げ荷重が1t未満のクレーン
- 1t未満の移動式クレーン
- 1t未満のデリックの玉掛けの業務



クレーン《吊り上げ荷重5t未満》

対象機種

- クレーン・デリック(クレーン限定)運転士免許の対象機械の小型のもの
- 吊り上げ荷重が5t未満のクレーン
- 吊り上げ荷重が5t未満の跨線テルハ
- 吊り上げ荷重が5t未満のデリック



第2種酸素欠乏危険作業(硫化水素含む)

対象業務

- 酸素欠乏危険場所での作業



その他特別教育

- 巻上げ機(ウインチ)の運転
- 石綿使用建築物等解体等
- 低圧電気取扱作業
- 足場の組立て等の作業
- フルハーネス型墜落制止用器具 他



予約方法

カンタンWeb予約

Webで簡単に申し込みができます！

メリット① 24時間、受付可能！

Web予約なら24時間受付可能です。
手の空いた時間にサクッと予約が可能！



メリット② 入力した情報の手書きが不要！

Web予約で、お客様情報を入力→入力した内容が受講申込書に反映される！
予約完了画面からダウンロード、印刷し申込日など必要項目を手書きするだけ！
受講申込書は受講初日にお持ちください。

メリット③ 複数の予約が“1回で”できる！

複数の講習を受講いただくとき、1回の予約で複数種目を選択できます。

TEL
営業時間内に複数の
予約をしなければならない。

FAX
受講種目ごとに受講者名を
手書きしなければならない。

Web予約なら・・・

◎お好きな時間に、1回必要事項を入力するだけ！詳しい方法は次のページで。



PEO建機教習センター〇〇教習所

検索

まずはお近くの
教習所を検索！



カンタンWeb予約

Webで簡単予約

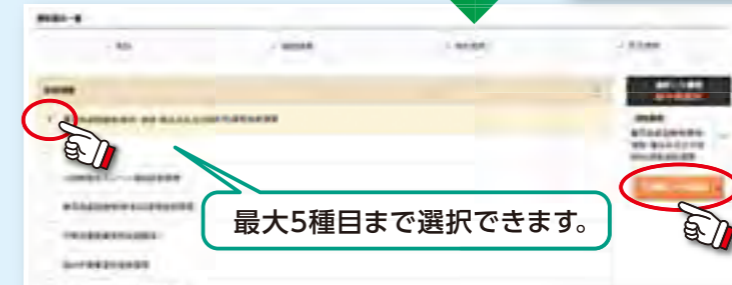
① ご受講予定の教習所のホームページを選択
→「受講予約」をクリック



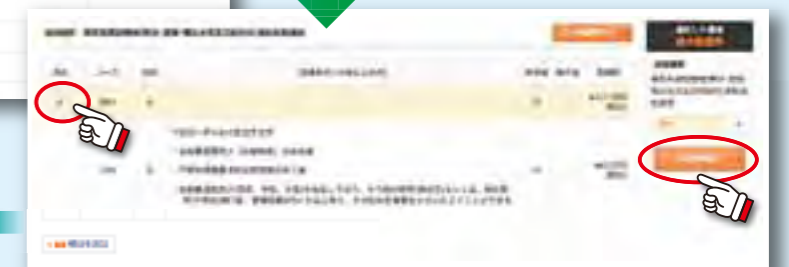
② 「種目を探す」をクリック



③ 受講する種目を選択
→「受講コースを選ぶ」をクリック



④ 受講するコースを選択
→「日程を選ぶ」をクリック



⑤ 受講する日程をクリック



⑥ 予約人数を入力
→「予約人数を保存」をクリック



⑦ 予約に進む |> をクリック
→ 予約情報などを入力し、予約完了

予約完了後は予約情報が反映された受講申込書をダウンロードできます。
受講初日にお持ちください。(必要事項追記の上)

注目事業

出張講習対応いたします！

要望① 講習日時や場所を指定したい！

講習の時期や開催場所より講習可能か確認し、調整させていただきます。

要望② 複数の資格を取得したい！

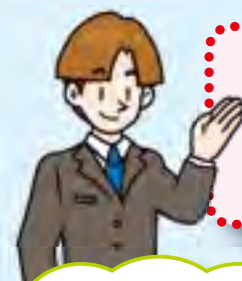
それぞれの資格が講習可能か検討し、極力対応いたします。

要望③ 会社で使用している機械で講習してほしい！

講習に使用できる機械(法令に沿った検査の有無、機械の不具合など)であるか、事前に確認し講習いたします。

※一定の人数(10人前後)を集めていただきます。

出張講習のご相談はお近くの教習所までお問い合わせ下さい。



企業のお客様へ
このようなご相談も
承ります！

新入社員や社員の教育計画に
合わせて資格取得させたい！

事業者様の教育計画やご都合に合わせた
複数資格の取得プランをご提案致します！

まずは **お気軽にお問い合わせください！**



お知らせ

外国の方向け、講習始めました！

PEO建機教習センタでは、
外国の方への安全第一の
講習を行っています。
※通訳者を手配いただく可能性もあります。



対象講習

車両系建設機械 (整地等)	玉掛け 技能講習	フォークリフト 運転技能講習	小型移動式クレーン 運転技能講習
高所作業車 運転技能講習	ガス溶接作業 技能講習	クレーンの 特別教育	アーク溶接 特別教育

※その他、講習開催については、各教習所へお問い合わせください。

対象言語



新規事業

ICT施工の全工程が学べる ICT教習

ICT施工とは

建設現場における生産性の向上や品質の確保を図ることを目的としたシステムです。ICTの活用により、従来と比較して工程を大幅に短縮しながら高い安全性と生産性の向上を実現することができます。

ICT教習

建設現場における各工程でのICT施工の技術と知識についての教育、指導を行います。ICT施工を導入した場合に各プロセスで必要となる情報や技術を教育します。



人材開発支援助成金

わずかな負担で資格取得を!!

事業主が従業員の技能向上のために要した経費や賃金の一部を国が援助する制度です。

下記条件を満たしている**中小建設業事業主**が対象です。

- ① 資本金3億円以下、または従業員300人以下
- ② 雇用保険料率が12/1000に加入(平成30年度)
- ③ 受講者が被保険者で、受講時間の7割を終了していること
- ④ 受講料は会社で負担すること
- ⑤ 受講期間中、受講者へ賃金を支払うこと(残業代、休日受講分も含む)



※受給対象のご確認やお問い合わせは所轄の労働局(または、ハローワーク)へ

講習予約



労働局 or
ハローワーク

① 講習受講

② 支給申請
書類

受理後...
支給



お客様

わずかな**費用**で
資格取得が
可能!

助成対象講習

【技能講習】

車両系建設機械(整地等) 車両系建設機械(解体用) 車両系建設機械(基礎) 玉掛け
小型移動式クレーン 床上操作式クレーン 高所作業車 不整地運搬車 ガス溶接

【特別教育】

小型車両系建設機械(整地等)(基礎工事用)(解体用) ローラー 玉掛け(1t未満)
アーク溶接 高所作業車(10m未満) クレーン(5t未満) 巻上機 足場の組立て等
低圧電気 フルハーネス型墜落制止用器具

【安全衛生教育】

車両系建設機械(整地等)

【国家資格】

クレーン運転実技 移動式クレーン運転実技

※制度の内容が変更する場合があります。
最新の内容やご不明な点は所轄の労働局(またはハローワーク)へお問い合わせください。

Q&A

Q 受講の申込方法、
受講料の支払方法を
教えてください。

A インターネットでの予約ができるようになりました。
予約はインターネットをお勧めします。
また、受講料のお支払いは、各教習所ホームページ
「受講案内」→「ご予約された方へ」、「受講料のお支払い・
振込み」ページをご確認ください。

Q 運転経験や取得済みの
資格の証明が
必要とのことですが?

A 講習によっては、お持ちの資格や経験によりコースが
異なる為(詳しくはホームページをご覧ください。)
事前に受講資格の確認をさせていただいております。
そのため申込書と共に取得されている資格証や
運転経験証明をFAX等で提出していただく
こととなります。(一部免除申請書)

Q 外国人ですが
受講できますか?

A ある程度、日本語が理解できれば受講可能です。
また、外国の方向けのコースも行っています。
まずは、お近くの教習所にてご相談ください。

Q 修了証を紛失して
しまいました。

A 取得された教習所で再発行できます。必要書類を
郵送、またはご持参ください。
氏名の書替もできます。
詳しくはホームページをご覧ください。

Q 複数の修了証があって
保管が大変です。

A 取得された教習所が同じであれば、技能講習、特別
教育、安全衛生教育ごとに、一つにまとめること
ができます。
ただし、取得された教習所が異なれば、一つにまとめる
ことはできません。ご了承ください。
(例: 埼玉教習所+神奈川教習所→×)



教習所と教習種目

●印は定期コース ▲印は不定期コース

教習種目	教習所															
	北海道	旭川	宮城	茨城	水戸	栃木	群馬	埼玉	神奈川	山梨	愛知	京都	岡山	福岡	大牟田	
教実習技	1 移動式クレーン				●				●	●			●			
	2 クレーン・デリック(クレーン限定)	●														
技能講習	3 車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4 車両系建設機械(基礎工用)	●	●						●	●		●	●	●		
	5 車両系建設機械(解体用)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	6 小型移動式クレーン	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	7 玉掛け	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	8 不整地運搬車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	9 床上操作式クレーン	●	●		●		●			●				●	●	
	10 フォークリフト	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	11 高所作業車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	12 ガス溶接作業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	13 ショベルローダー等						▲		▲							
	特別教育	14 小型車両系(整地等)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		15 小型車両系(基礎)	▲					●								
16 小型車両系(解体)								●					▲			
17 ローラー		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
18 玉掛け(1t未満)													▲			
19 フォークリフト(1t未満)		●					▲		●	●	●	●	▲			
20 自由研削砥石		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
21 アーク溶接		●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
22 高所作業車(10m未満)		●		▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
23 クレーン(5t未満)			●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
24 第2種酸素欠乏危険作業					●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	
25 粉じん作業					●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●		
26 巻上機の運転の業務		▲		●	●	●				●	●	▲	▲			
27 伐木等の業務(小口径)	●	●				●	●	●	●	●	●	●				
28 石綿使用の建築物等の解体業務	●	●	●	●	●	●	●	●		●	▲					
29 低圧電気取扱作業				●	●	●				●		●	●			
30 タイヤ空気充てん						●										
31 足場の組立て等の作業				●	▲	●	●	●	▲	●	●		●	●		
32 フルハーネス型墜落制止用器具	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
安全衛生教育	33 車両系整地(再教育)	●	●	▲				▲		▲						
	34 車両系基礎(再教育)	▲											▲			
	35 玉掛け(再教育)	●	●				▲	▲		●	▲					
	36 フォークリフト(再教育)						▲	▲		●	▲		▲	▲		
	37 木造解体作業指揮者に対する安全教育			●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲			
	38 振動工具取扱作業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	
	39 刈払い機取扱作業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	40 職長・安全衛生責任者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	41 職長・安全衛生責任者(再教育)			●			▲	●	●		▲					
	42 有機溶剤作業従事者										▲					
43 丸のご等取扱従事者	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●		

補足資料

クレーン等の運転資格による運転可能な機械と玉掛け作業 ●印

クレーン等の種類	吊り上げ荷重	5t以上					5t未満	5t未満	1t未満	1t未満	注意
		移動式クレーン	デリック	揚貨装置(制限荷重5t以上)	クレーン	デリック	揚貨装置	小型移動式クレーン	小型移動式クレーン		
免許	S37年10月までに取得	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	S37年11月～S47年3月までに取得	クレーン運転士	●	●	●	●		●		●	●
		デリック運転士		●				●			
	S47年4月～	揚貨装置運転士					●				●
		クレーン運転士	●	●	●			●			●
		移動式クレーン運転士				●			●	●	●
	H10年3月～	デリック運転士									●
		揚貨装置運転士					●				●
		クレーン運転士(床上限定)			●	●			●		
	H18年4月～	クレーン・デリック運転士(限定なし)	●	●	●			●	●		
同上(クレーン限定)		●	●	●			●				
同上(床上運転士限定)				●	●			●			
技能講習	床上操作式クレーン			●			●				
	小型移動式クレーン								●	●	
特別教育	クレーン						●				
	移動式クレーン									●	
	デリック							●			
	揚貨装置							●			

建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

●印は有資格者 ▲印は必要な講習科目を一部免除 ×印は免除なし

技能講習の種類	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習	車両系建設機械(基礎工用)運転技能講習	車両系建設機械(解体用)運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習	高所作業車運転技能講習	小型移動式クレーン運転技能講習
1級建設機械施工技士	● ただし、トラクター系又はショベル系建設機械に相当する操作施工法を選択した者	● ただし、基礎工用建設機械に相当する操作施工法を選択した者	(注)●(▲) ただし、ショベル系建設機械に相当する操作施工法を選択した者	● ただし、トラクター系建設機械に相当する操作施工法を選択した者	▲	▲ ただし、ショベル系又は基礎工用建設機械に相当する操作施工法を選択した者
	▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者		
2級建設機械施工技士	第1種 ●	▲	▲	●	▲	×
	第2種 ●	▲	(注)●(▲)	▲	▲	▲
	第3種 ●	▲	▲	▲	▲	×
	第4種 ▲	▲	▲	▲	▲	×
	第5種 ▲	▲	▲	▲	▲	×
	第6種 ▲	●	▲	▲	▲	▲

(注)車両系建設機械(解体用)運転技能講習●(▲)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については運転業務には就くことができない。既存のブレーカについては運転業務に就くことができる。よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、車両系建設機械(解体用)運転技能講習を受講する必要がある。